

東郷町中学校部活動の地域展開 ガイドライン

東郷町教育委員会

令和8年6月

※本ガイドラインは、従来『地域移行』と称されていた取組を『地域展開』として記載する。

目 次

第1章 本ガイドライン策定までの背景.....	1
第2章 本町の部活動改革の方向性について.....	2
1 基本理念・目的.....	2
2 休日の活動のあり方等の検討.....	2
3 検討体制の整備.....	2
4 休日の部活動の廃止に伴う地域活動への展開の段階的推進.....	3
第3章 本町の方策～地域展開部活動について～.....	4
1 地域展開部活動の在り方.....	4
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進.....	4
(1) 参加者.....	4
(2) 運営団体・実施主体.....	4
(3) 指導者.....	5
(4) 教員等の兼職兼業.....	6
(5) 活動内容.....	6
(6) 適切な休養日等の設定.....	6
(7) 活動場所.....	6
(8) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減.....	7
(9) 保険の加入.....	7
3 学校との連携等.....	7
おわりに.....	8

◇ 東郷町立学校教職員の地域クラブ活動における兼職兼業に関する運用基準

◇ 地域展開部活動における学校施設利用に関する運用基準

第1章 本ガイドライン策定までの背景

学校部活動は、スポーツや文化芸術活動に興味・関心のある生徒が自主的・自発的に参加し、体力や技能の向上を図るだけでなく、学習意欲や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養にも寄与してきました。また、部活動を通して豊かな人間関係を築くことや、生涯にわたりスポーツ・文化芸術に親しむことにも大きく貢献しており、生徒の「生きる力」を育む上で重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、近年、少子化の進行に伴う部員数の減少、生徒のニーズの多様化、教職員の負担増、学校の働き方改革による部活動時間の縮減など、学校単位で部活動を継続的に実施することが困難な状況が顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、国は令和4年12月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、令和7年12月には「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、地域の実情に応じた早期の地域展開と、地域におけるスポーツ・文化芸術活動の環境整備を重点的に進めることを求めています。

本町においても、中学校では部員数の減少傾向が見られ、種目数の縮小により、生徒が希望する活動を選択できない事例や、部活動自体の存続が難しい場合も見られます。

また、学校ごとに提供できる種目にばらつきが生じ、生徒の選択肢が限られている現状があります。

このような状況を受け、東郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、国や県の動向を踏まえ、令和6年4月に「東郷町中学校部活動地域展開検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、児童生徒・保護者・教職員を対象としたアンケート調査、他市町村の先進事例の調査、関係者へのヒアリング等を実施し、本町における部活動の現状や地域展開に向けた課題等について検討を重ねてきました。

今後、教育委員会では、子どもたちが自らの興味・関心に基づき活動を選択し、生涯スポーツ・生涯学習の観点から継続的に活動できる環境づくりを目指していきます。

本ガイドラインは、地域クラブ活動の運営や指導の望ましい在り方等、基本的な考え方と方向性を示すものです。

第2章 本町の部活動改革の方向性について

1 基本理念・目的

本町における中学校部活動の地域展開は、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、地域で中学生がスポーツや文化芸術活動に参加できる場を提供するものである地域クラブ活動を通じて、子どもたちが自らの興味・関心に応じてスポーツや文化芸術に親しみ、充実した学校生活と生涯にわたる学びを通して、心身の健やかな成長を支えることを基本理念とします。

また、地域の実情に応じて段階的に学校部活動と地域クラブ活動が連携し、地域展開することで、教職員の負担を軽減しつつ、安定的で持続可能な運営体制を構築することを目指します。さらに、公平な活動機会の確保や安全管理を徹底し、子どもたちの生涯にわたる学びや健やかな生活習慣の形成、地域の活性化につなげることを目的とします。

2 休日の活動のあり方等の検討

(1) 教育委員会は、地域における新たなスポーツ・文化芸術活動に伴う環境の整備に向け、まずは休日における活動環境の充実を優先的に進めるため、令和8年9月から令和11年8月までの期間については、教育委員会が主体となって実施する休日の地域クラブ活動（以下「地域展開部活動」という。）を実施します。

その際、地域展開部活動と平日の学校部活動で指導者が異なる場合には、指導方針、生徒の活動状況、留意事項等について事前に情報共有を行い、指導内容の一貫性と安全確保に努めます。

(2) 平日における環境整備については、地域の実情を踏まえ、可能な範囲から段階的に取り組みを進めることとします。休日の取組状況や効果を検証しつつ、平日の活動に向けた体制整備や改善を図り、地域クラブ活動のさらなる充実を推進します。

3 検討体制の整備

国は、部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開に向け、学校と地域が一体となってスポーツ・文化芸術活動を充実させるためには、関係者が連携・協働し、段階的かつ計画的に環境整備を進めることが重要としています。

本町においても、こうした国の方針を踏まえ、地域の実情に応じて無理のない形で取組を進めるとともに、学校・家庭・地域団体・行政が共通理解を深めながら、実施可能な範囲から着実に地域展開を推進します。

- (1) 教育委員会は、地域クラブ活動の円滑な構築を図るため、関係部署及び地域団体等で構成する検討委員会を必要に応じて開催し、継続的に検討及び実施状況の確認を行います。
- (2) 検討委員会における協議内容や検討状況については、随時ホームページ等で公開し、透明性の確保と情報共有を図ります。
- (3) 生徒や保護者等への説明に当たっては、資料配付や説明会の開催など多様な方法を用い、丁寧かつ分かりやすい周知に努めます。

4 休日の部活動の廃止に伴う地域活動への展開の段階的推進

町は、地域におけるスポーツ・文化芸術活動の環境整備を重点的に進め、休日の部活動から地域クラブ活動への円滑な展開を段階的に推進するため、地域展開部活動を実施します。

また、国が示す改革実行期間の前半にあたる令和10年度までに、休日の地域展開の進捗状況や課題を評価・分析し、その結果を踏まえて改善を図ります。

さらに、休日の地域展開の取組を定着させつつ、改革実行期間の後半においては、平日の部活動の廃止及び地域活動への展開について検討を進め、持続可能な地域クラブ活動の実現に向けた体制整備を進めます。

第3章 本町の方策～地域展開部活動について～

1 地域展開部活動の在り方

地域展開部活動は、学校と地域の連携・協働により、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ場を確保する取組です。これらは学校教育課程外で行われ、社会教育の一環として捉えることができます。

また、地域展開部活動は学校部活動の教育的意義を継承・発展させることを目指すとともに、スポーツ及び文化芸術の振興にも寄与します。社会教育として、生徒の学びの場を広げ、地域社会のスポーツ・文化芸術活動の充実にもつながります。

生徒の活動機会を地域の団体等が支援する視点に立ち、地域の実情や関係者間の共通理解に基づき、段階的かつ持続可能な形で進めることが求められます。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

ア 地域展開部活動の参加者は、町内に住所を有する中学生及び東郷町町立学校設置条例（昭和 47 年東郷町条例第 8 号）第 2 条に規定する中学校に就学している生徒のうち、町外に住所を有する者とします。

イ 生徒は、自らの興味・関心に応じて自主的・自発的に参加することを基本とします。

(2) 運営団体・実施主体

地域展開部活動の運営は、民間事業者をはじめ、地域の特性や活動内容、住民のニーズに応じて、地域に根ざした団体が運営主体となる場合もあります。これにより、地域の特色を活かした活動の実現を目指します。

運営主体の具体例

民間事業者：スポーツ施設運営会社、フィットネスジム、音楽教室など

地域団体：スポーツ協会、文化協会、クラブチーム、総合型地域スポーツクラブ、地域音楽団体など

ア 教育委員会の役割

教育委員会は、地域展開部活動の運営団体・実施主体の整備・充実に図るため、民間事業者および地域団体と連携し、支援・協力体制を構築します。

民間事業者が運営する場合は、専門的な運営ノウハウを活かし、地域特性に応じた効率的な活動の実現を支援します。

地域団体が運営主体となる場合は、地域特性を生かし、住民との連携を重視し

た活動を推進します。これにより、地域資源を活用した柔軟で特色ある活動が可能となります。

イ 関係者間の連携体制の構築

教育委員会は、必要に応じて学校、地域団体、保護者等を含む関係者による検討委員会を開催し、定期的な情報共有や調整を行います。

これにより、関係者間の理解を深め、活動の円滑な運営を支援します。

ウ 活動計画と管理責任の明確化

地域展開部活動の運営団体は、年間・月次の活動計画を策定・公表します。

また、活動中の事故やトラブルに関する管理責任を明確化し、関係者全員で共通理解を持てる体制を整備します。これにより、参加者が安心して活動できる環境を確保します。

(3) 指導者

ア 指導者の質の保障

教育委員会は、地域展開部活動において適切な指導者の確保に努めます。

スポーツ・文化芸術団体は指導者の養成・資質向上に取り組み、以下の事項を徹底します。

- ・生徒の安全・健康を管理し、過度な負担をかけない。
- ・体罰、暴力、過剰な指導行為を根絶する。
- ・生徒の発達段階や個別のニーズに応じた指導を行う。
- ・ハラスメント行為の防止

また、問題発生時には相談窓口や第三者機関を活用し、公平・適切に対応します。

イ 適切な指導の実施

指導者は以下を徹底し、質の高い指導を行います。

- ・生徒の心身の健康管理と事故防止を徹底し、体罰やハラスメントを排除する。
- ・生徒とのコミュニケーションを深め、適切な休養を確保し、過度な練習を防止する。
- ・効率的・効果的な練習方法を導入する。
- ・専門知識を有する者の協力を得て、発達段階や性別に応じた指導を行う。
- ・関係団体が作成した指導手引を活用し、指導の質を高める。
- ・生徒が大会に参加する際も安全・健康に配慮した指導を行い、適切な練習計画や大会参加に向けた準備を支援する。

ウ 指導者の量の確保

実施主体は、退職教員、教員等の兼職兼業、企業関係者、大学生・高校生など、多様な指導者を確保します。

教育委員会は、スポーツ・文化芸術団体と連携して指導者の発掘・育成に努めます。

(4) 教員等の兼職兼業

教育委員会は、地域展開部活動で指導を希望する教員等が兼職・兼業を行いやすいよう、関連規程や運用の改善を図ります。また、教員等の勤務時間と地域活動のバランスを考慮し、心身の健康に配慮した運営を行います。健康管理および労働時間の確認は、校長及び教育委員会が定期的に行い、安全かつ持続可能な活動環境の確保に努めます。

(5) 活動内容

ア 多様な活動機会の提供

地域展開部活動では、現行の学校部活動との継続性を重視し、生徒がスムーズに参加できるよう配慮します。また、大会への参加機会を設けることで、生徒の幅広い学びや体験の機会を支援します。教育委員会は、これら大会参加に際して、必要な支援を行い、生徒が安心して大会に参加できる環境を整備します。

イ 自主的・自発的活動の尊重

生徒が自らの意思で地域展開部活動に参加できることを基本とし、活動の自由度や選択の柔軟性を重視します。教員や指導者は、生徒の自主性を尊重し、妨げないように配慮します。

ウ 地域活動の周知

地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動や団体の情報を、生徒や保護者に積極的に周知し、参加機会の拡大に努めます。

(6) 適切な休養日等の設定

地域展開部活動では、活動時間や休養日を適切に設定し、生徒の健康を最優先に考慮します。活動の運営に当たっては、「中学校の部活動の在り方」を基本的な考え方として参考にします。

また、長期休業中についても、効率的な活動が実施できる体制を整えます。

(7) 活動場所

ア 教育委員会は、地域展開部活動を実施する団体が学校施設及び社会教育施設を利用しやすいよう、負担軽減と環境整備を図ります。

イ 町は、学校施設の円滑な利用を支援するためのルールを策定し、学校負担を軽減するとともに、地域展開部活動の円滑な実施を推進します。

ウ 教育委員会は、施設利用に関して、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための学校施設開放の方針」（令和3年1月文化庁策定）を参考にします。

(8) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域展開部活動の運営団体・実施主体は、地域の理解を得つつ、活動維持に必要な範囲で会費を設定し、保護者の負担軽減に努めます。

イ 教育委員会は、地域展開部活動に関わる施設使用料を支援し、施設利用に伴う負担軽減を図ります。

ウ 教育委員会は、地域展開部活動の運営団体が地元企業等の協力を得られるよう支援し、施設利用、設備・用具・楽器の寄附などの体制を整えることで、家庭の参加費用の負担軽減に取り組みます。

エ 地域展開部活動の運営団体は、「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づき、公正かつ適切な会計処理を行い、関係者への情報開示を徹底することで、透明性を確保します。

(9) 保険の加入

指導者及び生徒は、活動中の怪我や事故に備え、個人賠償責任保険などの適切な保険に必ず加入するものとします。

3 学校との連携等

(1) 地域展開部活動は、仲間と切磋琢磨しながら学校の授業とは異なる経験を通じて生徒の成長を支援するものであり、部活動の教育的意義を継承します。学校・家庭・地域が協力して、地域活動を通じた学びの場を提供します。

(2) 地域展開部活動と学校部活動の活動方針やスケジュールを共有し、指導者が生徒の活動状況を把握することで、学校や地域全体で生徒の成長を支援します。

(3) 教育委員会は、地域展開部活動が適正に実施されるよう、運営団体の状況を把握し、必要に応じて指導助言を行います。

(4) 教育委員会及び校長は、地域でのスポーツ・文化芸術活動を生徒や保護者に周知し、生徒が自らの興味・関心に応じて自主的・自発的に活動を選択できるよう支援します。

おわりに

本ガイドラインは、現時点における本町の方針を示すものであり、部活動改革の進捗状況や地域展開部活動の実施状況を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行うものとします。

また、生徒を取り巻く環境の変化や地域の実情に応じて柔軟に改善を加え、持続可能でより良い活動環境の構築を目指します。